

後期高齢者医療特別会計について

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、老人保健制度が平成19年度をもって終了したため、それに代わるものとして平成20年度より実施された医療制度です。

対象者（被保険者）は75歳以上の方（65歳以上で一定の障害があると認定された方を含む）で、埼玉県後期高齢者医療広域連合が保険者として医療の給付等を行い、市町村は保険料の徴収と被保険者からの各種申請等の窓口業務を行うものです。

なお、歳入歳出当初予算額は1,661,257,000円で、対前年度比2.24パーセントの増でした。以降2回の補正を行い、最終予算額を1,689,158,000円としました。前年度から繰越明許に係る繰越額を含む予算現額1,693,046,000円に対する収入済額は1,649,630,327円で、予算額に対する収入割合は97.44パーセントとなりました。また、支出済額は1,635,457,618円で、執行率は96.60パーセントでした。予算の推移は次のとおりです。

予 算 の 推 移

(単位 千円)

区 分	当初予算額及び 補正前の額	補 正 額	合 計	備 考
当 初	1,661,257	—	1,661,257	平成27年3月13日議決
第 1 号	1,661,257	13,867	1,675,124	平成27年9月30日議決
第 2 号	1,675,124	14,034	1,689,158	平成28年3月17日議決
前年度繰越明許に係る繰越(3,888)を加えた予算現額			1,693,046	

歳 入

1 後期高齢者医療保険料

被保険者の保険料は、平成26年度と平成27年度の2年間の医療費等の見込額を基に埼玉県後期高齢者医療広域連合の条例により定められているもので、均等割額42,440円及び所得割率8.29パーセントです。市内に在住する被保険者の保険料の賦課は、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行い、市は保険料の徴収を行うことと法令で定められています。

保険料の収納状況は、次のとおりです。

現年賦課分 (単位 円)

徴収区分	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
特別徴収保険料	822,413,280	822,413,280	0	100.00%
普通徴収保険料	561,951,710	553,479,360	8,472,350	98.49%
合計	1,384,364,990	1,375,892,640	8,472,350	99.39%

※ 上記の表の収入済額は、還付未済額（特別徴収保険料1,020,870円、普通徴収保険料281,570円）を含みません。

滞納繰越分 (単位 円)

徴収区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
普通徴収保険料	9,529,105	3,877,987	1,640,530	4,010,588	40.70%

※ 上記の表の収入済額は、還付未済額（普通徴収保険料7,070円）を含みません。

2 繰入金

繰入金は、一般会計からの繰入金で、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金です。

事務費繰入金は、保険料の徴収等の市で行う後期高齢者医療事務に要する費用に充てるため、繰り入れたものです。

保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減に伴う軽減額を県(3/4負担)及び市(1/4負担)で補うため、繰り入れたものです。

繰入額は、事務費繰入金が38,031,000円、保険基盤安定繰入金が211,135,000円でした。

3 繰越金

平成26年度からの繰越額は、前年度繰越金13,867,269円、平成26年度繰越明許費充当繰越金3,888,000円でした。

4 諸収入

諸収入については、延滞金として39,400円、保険料還付金として1,506,960円、還付加算金として71,000円、預金利子として11,561円をそれぞれ受け入れました。

1 款 1 項 1 目 一般管理費

後期高齢者医療管理事業

(高齢者支援課)

決算事項別明細書 371 ページ

予算現額	31,226,000 円		決算額	27,547,216 円		
翌年度繰越額		決算額の 財源内訳	特定 財源	国庫支出金		
不用額	3,678,784 円			県支出金		
前年度 比較	決算額			21,252,524 円	地方債	
	増減額			6,294,692 円	その他	
	増減率	29.62%	一般財源	27,547,216 円		

<目的>

後期高齢者医療制度を円滑に運営するため、市の担当事務を適正に遂行します。

<内容>

保険証などの引渡し、申請や届出の受付、保険料の徴収など、被保険者にとって身近な窓口業務を行います。

<実績・成果等>

1 事業実績・成果

平成28年3月31日現在の市内被保険者数 17,754 人

市が行う事務全般について、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携して円滑な運営を図りました。

また、市の事務に係る電算システムの運用支援と保守管理の業務を民間委託したことで、市職員が後期高齢者医療制度の管理や窓口事務に専念できたとともに、事務処理の迅速化・効率化及び経費の節減を図りました。

2 決算額内訳

臨時職員賃金 870,790 円、普通旅費 10,792 円、消耗品費等 220,052 円、印刷製本費 1,707,099 円、郵送料 8,080,047 円、システム保守管理等委託料 5,052,240 円、機器等保守管理委託料 7,712,496 円、業務管理委託料 1,461,900 円、機器等借上料 2,431,800 円

3 市町村と広域連合の事務分掌

後期高齢者医療制度は、埼玉県内全市町村で構成する「埼玉県後期高齢者医療広域連合」が運営しており、市町村と広域連合が行う事務は以下のとおりです。

(1) 市町村が行う主な事務

- ア 保険証の引渡し、減額認定証や特定疾病医療受給証の交付申請及び引渡し
- イ 療養費の給付等各種申請の受付
- ウ 保険料の徴収
- エ その他、後期高齢者医療に係る各種窓口事務
以上、被保険者にとって身近な窓口業務

(2) 広域連合が行う主な事務

- ア 被保険者の認定や資格管理
- イ 保険料率や保険料の賦課額の決定
- ウ 医療費の給付決定
- エ 広域連合の財政運営及び広域連合の事務全般

1款 2項 1目 徴収費

後期高齢者医療保険料徴収事業

(高齢者支援課)

決算事項別明細書 371 ページ

予算現額	5,695,000 円		決算額	4,907,508 円		
翌年度繰越額		決算額の 財源内訳	特定 財源	国庫支出金		
不 用 額	787,492 円			県 支 出 金		
前 年 度 比 較	決算額			4,981,705 円	地 方 債	
	増減額			△74,197 円	そ の 他	
	増減率	△1.49%	一 般 財 源	4,907,508 円		

<目的>

後期高齢者医療制度を円滑に運営するため、市の担当事務を適正に遂行します。

<内容>

後期高齢者医療保険料の徴収業務を行います。

<実績・成果等>

1 事業実績・成果

後期高齢者医療保険料の徴収を行い、収納率は 98.99% でした。

2 決算額内訳

臨時職員賃金 1,036,500 円、印刷製本費 620,244 円、郵送料 1,366,142 円、口座振替事務取扱手数料 270,907 円、業務管理委託料(納付通知書等の出力及び封入封緘等) 1,588,767 円

2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療広域連合納付金

後期高齢者医療広域連合納付金負担事業

(高齢者支援課)

決算事項別明細書 371 ページ

予算現額	1,640,361,000 円		決算額	1,593,781,305 円		
翌年度繰越額			特定 財源	国庫支出金		
不 用 額	46,579,695 円	決算額の 財源内訳		県 支 出 金		
前 年 度 比 較	決算額			1,526,256,342 円	地 方 債	
	増減額			67,524,963 円	そ の 他	1,593,781,305 円
	増減率	4.42%	一 般 財 源			

<目的>

後期高齢者医療制度を円滑に運営するため、市の担当事務を適正に遂行します。

<内容>

後期高齢者医療保険料等を埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付します。

<実績・成果等>

1 事業実績・成果

後期高齢者医療制度の被保険者から徴収した保険料等を埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付しました。また、後期高齢者医療保険料の均等割額のうち、低所得者世帯及び被用者保険の被扶養者に係る軽減措置により減額された保険料分について、市町村 1/4、県 3/4 の割合で負担すべき額を、保険基盤安定負担金として埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付しました。

2 決算額内訳

(1) 保険料等納付金	1,378,682,070 円
(2) 保険料納付金(滞納繰越分)	3,885,057 円
(3) 延滞金納付金	79,800 円
(4) 保険基盤安定負担金	211,134,378 円

3 款 2 項 1 目 一般会計繰出金

一般会計繰出事業

(高齢者支援課)

決算事項別明細書 373 ページ

予算現額	7,644,000 円		決算額	7,643,629 円		
翌年度繰越額		決算額の 財源内訳	特定 財源	国庫支出金		
不 用 額	371 円			県 支 出 金		
前 年 度 比 較	決算額			14,339,204 円	地 方 債	
	増減額			△6,695,575 円	そ の 他	
	増減率	△46.69%	一 般 財 源	7,643,629 円		

<目的>

後期高齢者医療制度を円滑に運営するため、市の担当事務を適正に遂行します。

<内容>

前年度一般会計から繰り入れた事務費等を、精算により翌年度一般会計へ繰り出します。

<実績・成果等>

前年度決算に伴い、一般会計からの事務費等の繰入金の残額を、一般会計に繰り出しました。

平成 2 6 年度繰越金	13,867,269 円・・・ A
平成 2 7 年度保険料(平成 2 6 年度分として広域連合へ納付)	6,223,640 円・・・ B
事務費等の超過分 A - B	7,643,629 円